

夏に向けて、皆さんが海を安全に楽しく利用するために、守っていただきたいルールについて、ご案内します。都の海面には、資源保護とトラブル防止のため、次のような、利用者が守るべきルールが定められています。

- (1) 地元漁協に免許されている漁業権の対象となっている魚介類は、漁協組合員以外の方は、獲ることはできません。○主な魚介類：いせえび、とこぶし、さざえ、いわのり、はばのり、くぼがい等
- (2) 漁業者以外の方が行えるものは、①竿釣り・手釣り（まき餌（こませ等）は使用禁止）
②たも網・さ手網 ③投網（船を使用しないもののみ可） ④やす・は具 ⑤徒手採捕 ⑥ひき縄釣（都が承認した大会への参加のみ可）の6種類の方法に限られています。
- (3) スキューバ等の潜水器を使用して魚介類を獲ることはできません。水中銃・集魚灯の使用も禁止です。また、各地区で守るべき独自の地元ルールもあります。

詳細については産業課水産係（04992-2-4431）又は各町村にお問い合わせください。